

伊達市での転出に伴う関連手続き

当てはまる内容	伊達市での手続き	担当課
印鑑登録証を持っている	・破棄または担当課へ返却してください。（郵送可） ※転出日で自動的に使用できなくなります。	市民課 市民窓口係 024-575-0205
国民健康保険を持っている	・転出(予定)日以降、伊達市国民健康保険被保険者証（保険証）は使用できません。国保年金課または各総合支所(保原総合支所は除く)へ返却してください。（郵送可） ・施設等に入院や入所するために転出する場合（※1）、担当課へ連絡してください。 ・修学のために転出する場合（※2）、担当課へ連絡してください。 ※1「住所地特例」に該当する可能性があります。（伊達市HP参照） ※2「マル学」に該当する可能性があります。（伊達市HP参照）	国保年金課 給付係 024-575-1198
後期高齢者の保険証を持っている	・転出(予定)日以降、伊達市の住所が記載されている後期高齢者医療被保険者証は使用できません。国保年金課または各総合支所(保原総合支所は除く)へ返却してください。（郵送可） ・県外の施設等に入院や入所される方は、「住所地特例」に該当する場合がありますので担当課へ連絡してください。	国保年金課 賦課係 024-575-1198
介護の保険証を持っている	・介護保険証（お持ちの方は負担割合証・負担限度額認定証等）は破棄または担当課へ返却してください。（郵送可）	高齢福祉課 介護保険係 024-575-1299
要介護認定を受けている	要介護認定を受けている方及び施設へ入所される方は、転入手続きの際に転入先市町村へお申し出ください。	
緊急通報装置貸与事業を利用している	・「緊急通報装置貸与資格変更・喪失届」の提出（郵送可）と、装置の取り外しが必要となりますので、担当課まで連絡してください。	高齢福祉課 地域包括ケア推進係 024-575-1125
おもいやり駐車場の利用証を持っている	・福島県内への転出：手続き不要で、そのまま利用できます。 ・福島県外への転出：転入先の自治体で、新たに交付申請をしてください。新しい利用証が届きましたら、福島県交付の利用証を担当課まで返却してください。（郵送可）	
高齢者配食サービスを利用している（現在休止中を含む）	・「高齢者配食サービス変更・廃止届」を提出してください。（郵送可） 直近まで利用されていた場合には、担当課まで連絡してください。	
家族介護用品給付（おむつ券）を利用している（介護を受けている方・介護している方）	・「家族介護用品受給資格変更・喪失届出書」の提出と、「家族介護用品給付券」を返却してください。（郵送可）	
訪問理美容利用助成事業を利用している	・「訪問理美容利用助成券」を返却してください。（郵送可）	
高齢者等見守りQRコード活用事業を利用している	・「高齢者等見守りQRコード活用事業利用変更・廃止届出書」を提出してください。（郵送可） ・転出先の自治体によってはお使いのQRコードシールを継続利用できる場合がありますので、担当課まで連絡してください。	ネウボラ推進課 障がい児支援係 024-573-5652
特別児童扶養手当を受給している	・「特別児童扶養手当氏名・住所・支払金融機関変更届」を提出してください。	
児童扶養手当を受給している	・「児童扶養手当住所・転出・転入・支払金融機関変更届」を提出してください。 ※転出先において継続して手当を受給する場合 ・「児童扶養手当資格喪失届」を提出してください。 ※転出先において婚姻等をする場合	ネウボラ推進課 子育て支援係 024-573-5652
児童手当を受給している	・「児童手当・特例給付受給事由消滅届」を提出してください。	
こども医療の助成を受けている	・受給資格者証を持参して、「こども医療費受給資格登録申請書兼内容変更届出書」を提出してください。	
ひとり親医療の助成を受けている	・受給資格者証を持参して、「ひとり親家庭医療費受給資格変更（喪失）届」を提出してください。 ※児童のみ転出する場合は別居監護申立書	
幼稚園に入園している	・通園している園に「幼稚園（退園・入園辞退）届」を提出してください。 ・預かり保育を利用している場合は「預かり保育利用辞退届出書」も提出してください。	こども未来課 幼保支援係 024-573-5691
保育園・認定こども園・小規模保育園に入園している	・通園している園に「保育所等退所・辞退届」を提出してください。	
保育園・認定こども園・小規模保育園に入所申し込みをしている	・「保育所等退所・辞退届」を提出する必要があるため、担当課まで連絡してください。	

伊達市での転出に伴う関連手続き

当てはまる内容	伊達市での手続き	担当課
放課後児童クラブに入所している・入所申込をしている	・手続きが必要なため、利用中の児童クラブまで連絡してください。	こども未来課 施設運営係 024-573-5691
小・中学校に通っている	・転校手続きの際、転学通知書については、教育委員会より直接郵送される旨を学校へお伝えください。 ※学校で在学証明書及び教科用図書証明書等の交付を受けてください。	学校教育課 庶務管理係 024-573-5824
身体障がい者手帳を持っている	・住所変更の手続きが必要となる場合がありますので、担当課まで連絡してください。	社会福祉課 障がい福祉係 024-575-1274
療育手帳を持っている		
重度心身障がい者医療費助成を受けている		
人工透析患者通院交通費助成を受けている		
在宅酸素療法者酸素濃縮器使用助成を受けている		
障がい福祉サービス受給者証を持っている		
障がい者タクシー利用等助成を受けている		
在宅重度医療（治療・衛生器材給付券）を受けている		
精神障がい者保健福祉手帳を持っている	・手続きは不要です。転入先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。	
自立支援医療（更生・育成・精神通院医療）を受けている		
特別障がい者手当、障がい児福祉手当を受給している		
排気量125cc以下の原動機付自転車（バイク）や、小型特殊自動車（トラクタなど）を所有している	・ 名義変更または廃車の手続きをしてください。（伊達市HP参照）	税務課 市民税係 024-575-1138
市税等の未納があり、相談したい	・担当課まで連絡してください。	収納課 収納係 024-575-1231
犬を飼っている	・飼い主が転出し、飼い主が変更となる場合は、担当課まで連絡してください。	生活環境課 環境係 024-575-1228
運転免許返納支援を受けている （運転免許返納者優待割引券の交付を受けている）	・運転免許返納者優待証、割引券を持参して、「高齢者運転免許返納支援優待証返還届」を生活環境課または各総合支所（（保原総合支所は除く））へ提出してください。	生活環境課 生活交通係 024-575-1290
市営住宅に入居している	・退去手続きが必要です。転出前に担当課まで連絡してください。	建築住宅課 住宅管理係 024-573-5064
水道の中止が必要となる	・ 担当課までご連絡または「水道使用中止申込フォーム（伊達市HP参照）」より手続きをしてください。	伊達市水道 お客様センター 024-573-5036
農業集落排水処理施設の使用者になっている	・「農業集落排水処理施設使用者変更届」及び「農業集落排水処理施設使用世帯人員変更届」を提出してください。	下水道課 総務管理係 024-573-5059
農業集落排水処理施設の使用人数が変わる	・「農業集落排水処理施設使用世帯人員変更届」を提出してください。	
農業集落排水処理施設の休止が必要となる	・「農業集落排水処理施設使用休止（廃止）届」を提出してください。	